

2015年版EDINETタクソノミ（開示府令改正対応版）更新概要

1. 概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新していく必要があり、原則として、年一回3月頃に更新を行う予定としています。ただし、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新することがあります。

[EDINETタクソノミ更新の概要]

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新とは別に臨時的な対応として行われるものであり、その概要は、次のとおりです。

- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）の改正による臨時報告書の提出事由追加

上記の改正の内容については、平成27年4月28日に公布の改正府令を参照してください。

更新内容の概要については「EDINETタクソノミ更新概要 添付資料」を、更新の完全な内容については「EDINETタクソノミ差分情報」をそれぞれ参照してください。

[更新対象となるタクソノミ]

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 臨時報告書タクソノミ

[XBRL作成ツール]

今回更新対象となる様式のうち、次のものについては、EDINETのXBRL作成ツールが利用可能です。各ツールの提供時期については、「4. 今後の予定」を参照してください。

対象書類	XBRL作成ツールの種類
臨時報告書（開示府令 第五号の三様式）	・ 報告書（XBRL）作成ツール

[バージョン日付]

更新対象のタクソノミについては、名前空間URI及びファイル名のバージョン日付を変更しています（"2015-04-30"）。

2. 根拠法令

次の法令の改正に基づき、EDINETタクソノミの設定を更新しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令（平成27年5月1日）

3. 適用時期

更新後のEDINETタクソノミの適用時期は、次のとおりです。2015年版EDINETタクソノミ（開示府令改正対応版）の適用対象以外の書類については、従前のEDINETタクソノミ及びガイドラインが適用されます（「2015年版EDINETタクソノミの公表について」を参照）。

対象書類	適用時期
臨時報告書（開示府令 第五号の三様式）	改正後の開示府令の施行日（平成27年5月1日）以後提出されるものから適用

4. 今後の予定

本日以降の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成27年4月30日	2015年版EDINETタクソノミ（開示府令改正対応版）に対応した報告書(XBRL)作成ツールの公表開始（これにより2015年版EDINETタクソノミ（開示府令改正対応版）を用いた臨時報告書を報告書(XBRL)作成ツールで作成することが可能となります。）
改正後の内閣府令の施行日（平成27年5月1日）	2015年版EDINETタクソノミ（開示府令改正対応版）を用いた書類提出の開始

以上